

工場立地法はご存知ですか？

工場の新設・増設を行う場合は、計画段階から環境制御の機能をもちうる基盤条件を整え、公害、災害、その他の総合的危険を防止する必要性があることから、工場立地法により、造成・建設などの事前に計画を届けることが義務付けられています。

届け出対象となる工場又は事業場	【特定工場】 製造業（物品の加工処理含む）、電気供給業（水力、地熱発電所除く）、ガス供給業又は熱供給業であって、敷地面積9千㎡以上又は建築面積の合計3千㎡以上のもの。
届け出の種類	【新設の届け出】 敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場になる場合 【変更の届け出】 工場立地法施行日（昭和49年6月29日）に設置されている、又は新設工事中の工場で特定工場の規模を有する者が工場立地法施行日以後に最初の変更を行う場合 新設の届け出又は上記の変更の届け出をした者が、その後変更を行う場合 新設又は変更の届け出をした者の地位を承継した場合
届け出の期限及び提出先	工事着手90日前に県西三河事務所産業労働課へ提出が必要。 敷地面積5万㎡以上については県産業労働部新産業振興課

問合せ先 愛知県西三河事務所産業労働課 電話 27 - 2720

産業振興と雇用拡大のため工場などの建設を奨励しています

岡崎市内に工場などを建設しようとする事業者は、次のとおり奨励措置を受けることができます。次の対象要件に該当する工場を建設する計画がある場合は、事前に岡崎市までご相談下さい。

用地のあっせんなど	取得用地面積が3万3千㎡以上
建設奨励金	新增築部分の延べ面積が千㎡を超えるもの
立地奨励金	高度先端産業に係る工場などの新築で固定資産（土地を除く）取得費用合計が50億円（中小企業などは10億円）以上で、新規雇用者が20人（中小企業などは5人）以上

問合せ先 岡崎市商工労政課 電話 23 - 6212